

# 市立学校に設置されている遊具・器具等点検業務（その2）

## 仕様書

### 1. 目的

本業務の目的は、市立学校の遊具・器具等の安全管理について、専門的な技術を持った者が、「遊具・器具等の安全点検」及び「遊具の安全に関する基準の調査」を行うことにより、遊具・器具等の適正な維持管理を可能にし、安全管理の強化を図ることを目的とする。

### 2. 点検対象校施設及び遊具・器具等

#### (1) 点検対象施設

本業務における点検対象校数は、市立学校43校（小学校29校、中学校12校、義務教育学校1校、中高一貫校1校：別添一覧）とする。

#### (2) 点検対象遊具・器具等

本業務における点検対象遊具・器具等は、前項の施設に設置されている本体の一部が接地面に固定されているもの（総合遊具、ぶらんこ、すべり台、鉄棒、砂場等）とする。（ただし、屋内遊具・器具等は除く。）

### 3. 点検従事者の要件

本業務を行う専門技術者は、管理技術者と担当技術者を配備できる者であること。

(ア) 管理技術者 公園施設製品安全管理士（日本公園施設業協会）  
または公園施設点検管理士

(イ) 担当技術者 公園施設製品整備技士（日本公園施設業協会）  
または公園施設点検技士

### 4. 業務内容

#### (1) 事前打合せ

##### ①業務内容の確認

業務責任者は、本業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等必要な事項を作成し、本市担当課と業務内容の確認を行うこと。

##### ②業務スケジュールの確認

業務責任者は、実施前には対象施設の行事計画に支障がないか確認すること。

#### (2) 安全点検

##### ①劣化点検

- 1) (一社) 日本公園施設業協会が規定する「定期点検総括表」「定期点検表」に基づいて実施すること。
- 2) 点検業務には原則として、ビス、ナット等の絞めまし、グリス等の注油は含まない。
- 3) 防食テープ等が巻かれている場合は、点検個所や点検方法について協議する。
- 4) 点検業務の中で測定を行う必要がある場合は定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の J P F A 点検器具を使用して行うこと。

#### ②写真

全体及び調査表の合否を判定する根拠となる写真を撮影する。(必要な測定機器(メジャー、箱尺、ノギス、J P F A 検査器具、J P F A 肉厚測定器、J P F A 落下衝撃測定機器等)がはっきり解るよう撮影すること。)また、劣化部分の写真を撮影すること。

### (4) 点検結果の報告

#### ①報告の頻度

- 1) 使用禁止の場合は、早急に本市担当課及び施設に連絡すること。
- 2) 点検の進捗状況については、定期的に本市担当課に報告すること。  
本市担当課による、現場確認を行うことがある。

#### ②報告書の様式

(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準JPFA - SP - S:2024」に記載する「点検結果総括表」「定期点検表」に基づき作成すること。

#### ③写真

A 4 サイズとし、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)が確認できるようにすること。

### 5. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日とする。

### 6. 業務報告

- (1) 請負人は、以下の業務報告書をデータにて提出すること。

①点検結果報告書、②点検結果総括表、③写真

上記①～③はEXCEL形式のデータで学校ごとに分けて提出すること。

- (2) 業務完了後、業務報告書に基づいて、本市担当課による検査を行う。

### 7. 業務遂行

- (1) 請負人は、契約書及び本仕様書に基づくとともに、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」、(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準JPFA - SP - S:2024」、関係法令を遵守して業務を遂行しなければならない。

- (2) 万一事故が発生した場合、又は第三者に対して損害を及ぼした場合は、その経過を速やかに本市担当課に報告するとともに、関係諸機関への連絡、通報、応急措置を行い、請負人の責任において解決すること。
- (3) 本業務の作業日は、原則として日・祝を除く。

#### 8. 疑義の解釈

以上のほか、本仕様書に疑義が生じたときは、本市担当課と協議し、その指示に従うこと。